

## 目黒区地域福祉審議会会議録（要旨）

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称                | 令和 6 年度第 2 回目黒区地域福祉審議会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 日 時                | 令和 7 年 1 月 31 日（金）午後 6 時～8 時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 会 場                | 総合庁舎本館 2 階 大会議室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 出席委員               | 石渡会長、北本副会長、平岡委員、西村委員、佐藤委員、香取委員、松原委員、徳永委員、長崎委員、脇山委員、寺田委員、柳田委員、丸田委員、小林委員、岡村委員、井上委員、宇佐美委員、横井委員、脇坂委員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 欠席委員               | 中島委員、吉田委員、加藤委員、島崎委員、草薙委員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 区職員                | 保坂健康福祉部長、佐藤健康推進部長、田中子育て支援部長、大塚健康福祉計画課長、香川健康推進課長、橋川福祉総合課長、小野介護保険課長、櫻庭障害施策推進課長、山内障害者支援課長、中野生活福祉課長、佐藤子育て支援課長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 傍聴者                | 無し                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 配布資料               | <p>資料 1－1 福祉・保健医療分野における計画の見直しの考え方について<br/> 資料 1－2 福祉・保健医療分野における計画の見直しの考え方について（スライド用）</p> <p>資料 2－1 重層的支援体制整備事業の進捗状況<br/> 資料 2－2 成年後見制度 地域連携ネットワーク中核機関の整備に向けて<br/> 資料 2－3 目黒区手話言語条例の制定に向けた取組状況について<br/> 資料 2－4 ひきこもり施策の推進<br/> 資料 2－5 障害者参加型防災訓練の実施結果について<br/> 資料 3 今後の予定について（案）<br/> 参考資料 令和 5 年度コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）、生活支援コーディネーター活動報告書</p>                                                                                                                                                                         |
| 会議次第<br>及び<br>主な発言 | <p><b>開会</b><br/> （委員 19 名が出席しており、定足数を満たした。）</p> <p><b>1 新委員の紹介</b><br/> 区議会選出の委員の交代があり、上田みのり氏に代わり佐藤ゆたか氏が委員に委嘱された。</p> <p><b>2 福祉・保健医療分野における計画の見直しの考え方について</b><br/> <b>会長</b> 区から説明する。<br/> <b>健康福祉計画課長</b> （資料 1－2 により説明）<br/> <b>会長</b> 意見・質問等はあるか。<br/> <b>委員</b> 高齢者福祉の計画と介護保険の計画を、23 区で目黒区だけが一体的に策定していないように思えたが、何か理由があるのか。<br/> <b>健康福祉計画課長</b> これまでも、高齢者福祉の計画を包含する保健医療福祉計画と介護保険事業計画を合本して計画書を作成しており、実質は一体的に策定していると言える。<br/> ただ、他区では高齢者福祉計画と明示して介護保険事業計画と一体的に策定している状況であり、今後は、本区でも同様に両計画を明確に一体化して策定したいと考えている。</p> |

また、3年を一期とする介護保険事業計画との一体的な策定が義務付けられている高齢者福祉計画（老人福祉計画）を、従前どおり保健医療福祉計画に包含してしまうと、同計画も3年毎のローリングを続けなければならない。今回の計画期間の整理という観点から、6年計画とする保健医療福祉計画からの高齢者福祉計画部分の分離が必要になっているという状況もある。

**委員** 計画の期間を合わせるのは、いろいろな部分で連携が取りやすくなり、とても良いと思う。「健康めぐろ21」はもともと10年計画で1年延伸するということになっている。状況は変化するのでトレンドにマッチするよう取り組むことが大切だが、計画期間として適切なのだろうかと思う。

**健康推進課長** 「健康めぐろ21」は、国の健康増進計画である「健康日本21」に沿って策定している。10年計画だが、今回は福祉関係の計画と期間を合わせるために1年延伸して令和8年度までとし、その後は6年計画にしていくものである。国の計画期間とはずれていくが、目黒区民の状況をより反映できるようになると考える。

**健康福祉計画課長** 複合的な生活課題を持つ人が顕在化している中で、保健医療の分野と地域福祉の分野の連携は一層重要になってきている。このため、今回の計画の見直しの考え方では、「地域福祉保健医療計画」という名称の計画を策定し、「健康めぐろ推進プラン」と合本する予定である。

**委員** 国が行政分野ごとに計画の策定を求めており、それが縦割りを助長するなど自治体が苦慮している現状がある。計画の仕組みの複雑さの中で、区の資料もわかりにくいところはあるが、各計画期間を3年と6年に合わせるという点は、大変わかりやすく見直しに期待している。

資料1-2の5ページに、「子ども総合計画や障害者計画は、当該分野の総合的な計画となっている」と記載されているが、その意味付けは何か。その下に「保健医療福祉計画は各分野の基本事項や共通事項に焦点を絞る見直しを行う」とある。地域福祉計画は福祉分野の総合計画となるが、子どもや障害者などの個別の細かい事項は、再編後の「地域福祉保健医療計画」には掲載しないということになるのか。

**健康福祉計画課長** 子ども総合計画や障害者計画の総合性については、各分野の個々の事項だけでなく子どもや障害者の権利保障という基本的な考え方を定める総合計画であると考えている。

これらの計画と地域福祉計画の関係性については、地域福祉計画に位置付ける「地域福祉保健医療計画」において、高齢者、障害者、子どもなどの各分野の基本的な事項や共通する事項を掲載するという考え方であり、個別の内容の扱いについては、各計画と調整して整理していくことになる。

今は、区として考え方を整理した段階なので、今後、審議会の議論を踏まえ、各計画に盛り込む内容などを具体的に検討していきたい。

**委員** 計画の期間に関して、例えば、保健医療福祉計画の57ページに「認知症健診事業」を令和6年度から実施するという目標になっており、資料の別紙4では、この計画は令和10年度までの計画になっている。11年度以降は、状況をみて変更もありうるということだろうが、10年度までは、この事業を続けることは決まっているという理解でよいのか。

**健康福祉計画課長** 「認知症検診事業」については、保健医療福祉計画で前期の令和6年度から8年度までの間に事業を開始し、後期の9年度・10年度で継続し

ていくことになっている。この事業に限らず、同計画は前期を3年間、後期を2年間として事業目標を立て、前期の実施状況を評価して後期の事業を展開するという作りだが、実際には、前期の3年間で終了した時点で計画のローリングを行い、新たな5か年計画を作っている。こうした計画の期間と改定時期とのずれを解消し、事業の評価を適切に行うという点からも、今後は6か年計画として、前期3年間の評価を踏まえ、後期3年間の展開を検討していきたいと考えている。

**福祉総合課長** 「認知症健診事業」を計画どおり、今年度から実施している。受診率や検診の効果等を確認しながら、事業を進めていくことになる。計画後期の9年度・10年度は事業継続という目標にしているが、継続ということでよいのか、適切に評価して事業を展開していきたい。

**委員** 事業の計画や期間についてはよくわかった。認知症の早期発見・早期治療で健康な高齢者が増える、ということを普及していければと思う。医師会と区が知恵を出し合い、さらに事業をPRすることが必要である。

**福祉総合課長** 区でも、区報やWEBサイト、SNS等で広く周知している。秋に個別の周知を行ったところ、反応がかなりあった。今後も医師会と協力して取り組んでいきたい。

**副会長** 計画期間が統一されるのは、とても良いと思う。そこで課題になるのが、6年計画の地域福祉保健医療計画と3年計画の介護保険事業計画や高齢分野・障害分野の計画をどう連動させるのか、ということである。地域福祉保健医療計画のモニタリング機能が重要になってくるが、各領域別の計画が変わっていく中で、地域福祉保健医療計画は、計画期間中に大きな影響がある場合にはどうするのか。変化を反映させないということもあるのか。

もう1点は、地域福祉保健医療計画の扱う範囲についてである。資料によると同計画は社会福祉法をベースに共通事項や基礎的なものを定めるということなので、各領域の人材確保についても共通課題として、この計画の1項目とすることを検討していただければと思う。

**健康福祉計画課長** まず、高齢や障害などの各領域の変化に対する地域福祉保健医療計画への影響という点について、この計画は福祉分野等の基本事項と共通事項を定める計画であり、複合化・複雑化した課題が増える中で各分野にまたがる横断的な施策を示していくことになる。高齢分野や障害分野の計画が3年で改定する時点で状況が変化していることは十分考えられ、共通事項を定める地域福祉保健医療計画への影響が想定される。

過去の事例では、社会状況の変化の大きさによって、中間年で大幅な見直しを行い、場合によっては計画を作り替えるという手法と、現行計画を補足するような対応をするという手法がある。変化の大きさによって影響を見極め対応するものと考えてる。

次に、各領域の共通事項としての人材確保について、現行の保健医療福祉計画でも人材の確保や育成について掲載している、例えば、計画の21ページでは「職員のソーシャルワーク能力の向上」を目指して人材育成プログラムに基づく研修を民間の職員も対象に実施するとしており、分野横断的な福祉人材の育成を行っているところである。人材の確保・育成について、各領域の共通事項として新計画にどのように掲載していくのかは、今後の議論になると考えている。

**会長** 計画の改定の話だが、それ以前に、介護報酬が低く事業所の閉鎖が増えていなど、事業を実施する上での切実な問題が現場にはある。国の基本的な方針に

についてアプローチすることを区は考えているのか。

**健康福祉計画課長** 区として施策を実施していく中で、制度上の問題が生じてくることがある。毎年度、国や東京都に区の各分野の要望を取りまとめて提出しており、介護保険制度や生活保護制度の改善などを求めてきた経緯がある。今後も、必要な要望を出していきたい。

**委員** 障害者計画に避難行動要支援者名簿のことが載っており、確かにいいことが書いてあると思う。自分は医師会の災害医療を担当しているので、計画にあることをどう実践するのか、限られたメンバーでどうやっていくのか、この状況で自分が何をするのか、という具体的なことを考えてしまう。実際にはやることが沢山あると思う。

**会長** やはり、計画は行政だけでなく、現場で動く区民の方などと一緒に作っていくものだと思う。

計画の見直しについては、区がいろいろな方向から検討している。具体的なことは今後の会議で深められると思う。何か気付くことがあれば事務局に提出してほしい。

### 3 令和6年度の主な取組について

#### (1) 重層的支援体制整備事業の進捗状況

**会長** 区から説明する。

**健康福祉計画課長** (資料2-1等により説明)

**会長** 社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャルワーカー(CSW)の活動報告について触れられていたが、同協議会の委員から補足などあるか。

**委員** 重層的支援体制整備事業の中で、CSWは中心的な存在になっている。ただ、何をやっているのかを知らない人も多いので、具体的な活動内容を伝える報告書を作成している。今日から庁舎ロビーでパネル展も開催している。CSWは、生活支援コーディネーターを兼ねており、地域の支え合いの体制である協議体の活動の調整役も担っている。

**委員** 人材育成研修を官民合同で行い、発達障害をテーマに実施したということだが、区内にある様々な団体のどこまで、参加を呼び掛けているのか。幅広く声を掛けられるとよいのでは。

**健康福祉計画課長** 研修のテーマによって参加を依頼する事業者や団体のある程度絞ってはいるが、直接の依頼だけでなく、区の所管課や団体等を通じて広く声掛けが行われるように努めたものである。ただ、十分ではなかったと思う。

この研修は、重層的支援体制整備事業の取組の一つとして、支援者への支援という視点に立ち、官民を問わず多職種の支援者が参加するものである。講義とともにグループワークを重視しており、職種や活動エリアを考慮した班編成を行い、顔の見える関係をつくりながらチーム支援について考える場としている。このため、参加人数をあまり多くすることはできないが、今後、区内の団体など、出来る限り幅広く呼び掛けをしていきたい。

**会長** 支援会議への参加は、行政のみか？

**健康福祉計画課長** 重層的支援体制整備事業の仕組みとしては、支援会議の構成メンバーは、官民を問わないものになっている。本区では今年度が事業初年度のため、今のところ、区の関係課の職員と社会福祉協議会のCSWなどが参加する会議になっている。支援会議を重ねる中で、見えてきた課題を整理しながら、民間の支

援者が参加するケースを扱う方向に向かっていきたい。

**会長** 困難事例などは、直接支援に当たっている人たちが参加し検討していくことで確実な支援が行われると実感している。実際に支援する人たちが参加できるよう、会議の参加者を早く広げてほしい。

**委員** CSW やソーシャルワーカーがいろいろ活動していると思うが、実際のケースに誰が関わっているのか見えにくい現状がある。事業所間の連携については、障害福祉の事業所では連絡網ができていないという問題がある。連携の旗振り役がおらず横断的なつながりができていない状況がずっと続いているように思える。

介護や福祉の人材については、どのくらいの人数が必要か、定められると良いと思う。

**障害施策推進課長** 障害福祉サービスの事業所は、東京都に登録しているため、区では名簿自体を持っていないというのが現状である。事業所の連絡会があると区としても助かるので、どう関われるかを考えていきたい。

## （２）成年後見制度 地域連携ネットワーク中核機関の整備に向けて

**会長** 区から説明する。

**健康福祉計画課長** （資料２－２により説明）

**会長** 中核機関を社会福祉協議会に委託するということだが、行政の関わりの見通しはどうなっているのか。成年後見の区長申立てなどが増えている中で、行政の動きによって、中核機関が役割を果たせるか違いが出てくると思う。

**健康福祉計画課長** 区長申し立てについては、区の関係課で検討して審判会議を開き、社会福祉協議会の協力を得て手続きを行っている。こうしたことを通じて、今後も中核機関となる社会福祉協議会と密接に連携し運営していくことになると思う。

**会長** 成年後見制度の改正について、現在、法務省等で検討されているが、法的位置づけが明確でない中核機関に関する議論もある。家庭裁判所との連携が重要になる中で、区長申し立てだけでなく中核機関において行政が果たす役割は大きいと考える。地域連携ネットワークにおける関係者や関係機関による情報共有が強く求められており、その点は、重層的支援体制整備事業と同じように進めていくものと考えてるので、取りまとめる行政の役割はやはり大きいだろう。

**健康福祉計画課長** 区長申し立てに限らず、中核機関を委託する社会福祉協議会と一層連携を図り、地域連携ネットワークの構築を進めていきたい。

**委員** 障害のあるお子さんの保護者から、成年後見制度の内容や手続きに関する質問を多く受けている。自分自身も親族後見人の経験がありチームによるサポートがあったと思うが、後見人が負う責任について事前にきちんと説明を受けておらず実際の場面で驚いたことがあった。

支援チームができると、誰に相談すればよいのか、支援の中心になる人が誰なのかが、かえって分かりづらくなることもある。今後、設置する中核機関が、音頭を取って支援するということだと思うが、どの程度の機能を果たしてくれるのか。

**健康福祉計画課長** 中核機関にはチーム支援を強化する機能が求められる。これまで、社会福祉協議会の「権利擁護センターめぐろ」を成年後見制度推進機関に位置付け、同センターは、広報や相談、制度の利用促進、後見人支援などの機能を担っている。こうした機能は中核機関としても継続していくことになる。

中核機関の運営など具体的な部分については、7年度からの設置に向けて、現在、

社会福祉協議会と詰めているところである。

**会長** 成年後見制度とともに、先の議題の重層的支援体制整備事業などについても、地域の連携や官民の協働が大事になってきていると言える。

### **(3) 目黒区手話言語条例の制定に向けた取組状況**

**会長** 区から説明する。

**障害者支援課長** (資料2-3により説明)

**会長** 意見・質問等はあるか。

**委員** 手話を必要とする人を支援する条例の制定は大変良いと思う。素朴な疑問として、既に広域自治体である東京都が同様の条例を制定しているが、なぜ区として制定する必要があるのか、理由を教えてほしい。

**障害者支援課長** 区条例の制定は、区として取組をより充実させ施策を実施する推進力になると考える。目黒区の当時者の意見を聴きながら様々な議論を重ねて条例案の骨子をまとめてきた。その過程にも意味がある。

**会長** 区市町村で条例ができると、手話が住民に身近なものになり我が事として動くようになって感じている。パブリックコメントの結果、盲ろうの方への配慮から変更がなされたのは大変良いと思う。自治体によっては、そうした配慮がない条例もある。これまで発信する機会がなかった方たちが大事な意見を出されて条例がつくられていくのだと改めて思った。

**委員** 条例案骨子の中に「災害における措置」という項目があるが、災害時に避難所などに駆け付けける区の職員で手話ができる人は多くいるのか。

**障害者支援課長** 職員の中では自主グループがあることは認識しているが、必ずしも手話ができる職員が多いわけではない。避難所ではコミュニケーションボードも配備して障害のある人へのコミュニケーション支援を行うことになる。他自治体の条例では、災害時の措置について定めているものは少ないが、円滑な意思疎通が重要と考え、目黒区では条例に定めることとしている。手話通訳者の協会と連携・協力して取り組んでいきたい。

**会長** 令和6年度の主な取組として他に、「ひきこもり施策の推進」と「障害者参加型防災訓練の実施結果」があるが、これらは時間の関係で資料配布のみとなっている。質問や意見があれば、事務局に提出していただきたい。

## **4 今後の予定**

**会長** 事務局から説明する。

**健康福祉計画課長** (資料3により説明)

**会長** 質問・意見はなく、資料3の案のとおりとする。

## **5 その他**

**会長** 最後にその他として、何かあるか。

**健康福祉計画課長** 今年度の審議会は本日が最後となる。次回の開催は、7月を予定しており日程は調整の上、決まり次第お知らせする。

**閉会**